

総務省行政相談センター

まぐみみ石川

新型コロナウイルス感染症 に関する相談窓口等情報 (ガイドブック)

本資料は、新型コロナウイルス感染症に関し、関係機関が設置している相談窓口等に関する情報について、関係機関が提供している情報を当事務所において確認し取りまとめたものです。

状況が刻々と変化する中、講じられる対策も刻々と変化しており、古い情報が掲載されている場合があること、すべての情報を掲載しているものではないことにご留意ください。

また、当事務所では下記によりお問い合わせや相談を受け付けています。
お困りごとがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- **電話**による相談受付：平日 8：30～17：15

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

- **インターネット**による相談受付

URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



- **FAX**による相談受付

076-222-5233

まぐみみ石川



総務省行政相談センター

【本資料に係る問い合わせ先】

総務省 石川行政評価事務所

〒920-0024

金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎4階

電話：076-222-5232

FAX：076-222-5233

【ご注意】

このガイドブックに掲載している情報は、関係機関等のホームページ掲載情報を当局が収集・整理したものであり、令和3年3月1日時点の情報で作成しております。各機関等における支援策等については、随時、追加・変更してまいります。

最新の情報は、総務省石川行政評価事務所ホームページに掲載しております。

(※) <https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa.html>

目次

1	新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安	4
2	一般的な相談窓口	6
①	一般的な相談窓口	6
②	新型コロナワクチンに関する相談窓口	6
③	こころの健康やこころの悩みに関する相談窓口	6
3	事業者向け相談窓口	
①	持続化給付金・石川県経営持続支援金	7
②	家賃支援給付金・石川県家賃支援給付金	8
③	融資や返済等に関する相談窓口	9
④	石川県における事業継承に対する支援	10
⑤	労務管理、雇用調整助成金の特例等に関する相談窓口	12
⑥	学校等休業助成金・支援金の相談窓口	13
⑦	金融機関との取引に関する相談窓口	13
⑧	農業者、食品事業者等の相談窓口	13
⑨	旅行者、宿泊事業者等の相談窓口	14
⑩	自動車運送事業者等の相談窓口	14
⑪	海事関係事業者の相談窓口	14
4	労働者向け相談窓口	
①	賃金、解雇等に関する相談窓口	15
②	学校等休業助成金・支援金の相談窓口	15
③	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の相談窓口	15
5	新型コロナウイルスを口実とした消費者トラブル相談窓口	16
6	子供向け相談窓口	16
7	不当な差別やいじめ等についての相談窓口	16
8	外国人住民向け相談窓口	17
9	生活資金の貸付等の相談窓口	
①	生活福祉資金貸付制度における特例貸付	17
②	住居確保給付金	19
10	役所の手続や支払の猶予等の相談窓口	
①	国税の特別措置	20
②	地方税の特別措置	20
③	年金保険料の猶予等	21
④	運転免許証の更新手続が困難な方	21
11	学生向けの支援	22
12	Go To キャンペーンの相談窓口	23
13	その他参考情報	25
①	石川県庁及び県内市役所・町役場の連絡先一覧	25
②	その他	25

1 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

注：この項目は、石川県ホームページ (<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/corona.html>) を参照しています。

秋冬の新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えた相談・受診体制として、

発熱などの症状がある方は

- まずは、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談してください。
- 相談する医療機関に迷う場合には、「石川県発熱患者等受診相談センター」に電話で相談して下さい。

石川県発熱患者等受診相談センター（コールセンター）

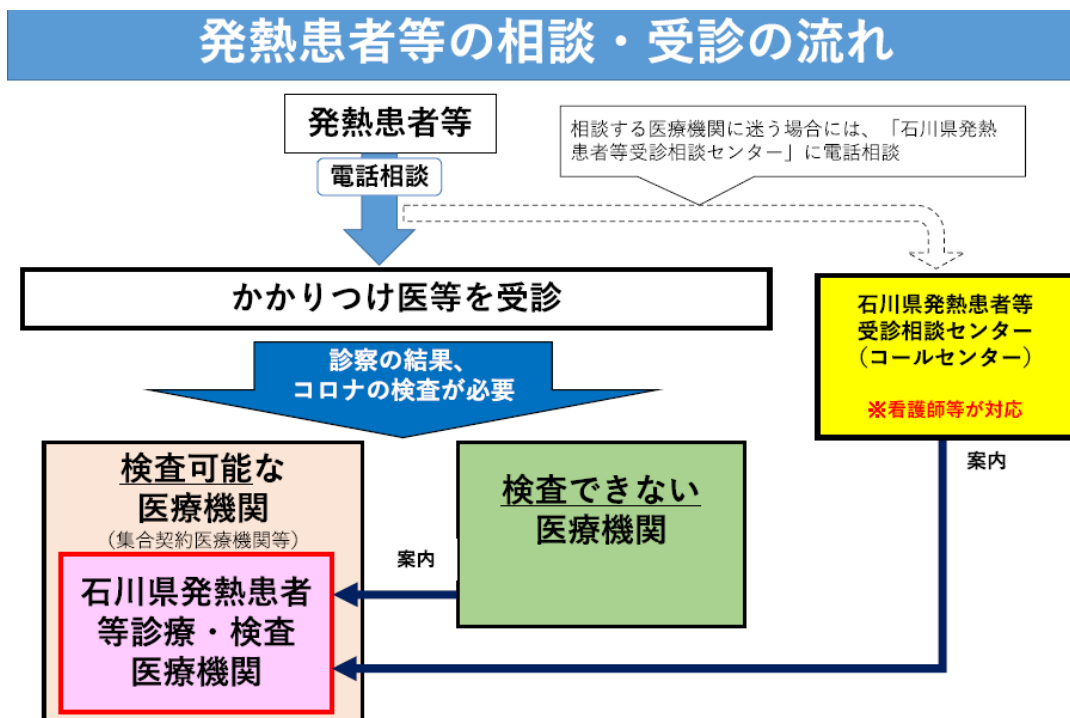
0120-540-004（フリーダイヤル）土日祝日含めて24時間対応

（※）これまで、保健所等に設置していた帰国者・接触者相談センターは石川県発熱患者等受診相談センターに一元化されます。

- ファックスでの相談について

金沢市にお住まいの方 金沢市保健所 076-234-5104
それ以外の市町にお住まいの方 石川県健康福祉部健康推進課 076-225-1444

※ファックスの受付は 17 時までにごさせていただきます、17 時以降のファックスについては、翌日の回答になります。



- ① 相談・受診の前に心がけていただきたいこと
- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
 - 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
 - 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話でご相談ください。
- ② ご相談いただく目安
- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
 - ◎ 症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

<妊婦の方へ>

- 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにかかりつけ医にご相談ください。

<お子様をお持ちの方へ>

- 小児については、小児科医による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

※ なお、この目安は、県民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

※ 検査を行なえる医療機関では、一般の患者の方と新型コロナウイルス感染症疑いの方とが接触しないよう動線を分けるなど、十分な感染対策を行っております。

③ 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

2 一般的な相談窓口

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な電話相談を行いたい方は、以下の電話相談窓口へ相談ください。

【厚生労働省】

- ・0120-565653（フリーダイヤル）
- ・対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語
- ・受付時間：下記参照（土日・祝日も実施）
日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9時～21時
タイ語：9時～18時
ベトナム語：10時～19時
- 聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方
FAX03-3595-2756

【石川県】

- 石川県感染拡大防止県民相談センター
電話：076-225-1921
受付時間：9時～18時（土日・祝日も実施）
※ 聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、ファックスをご利用ください。ファックス番号は、4ページのFAX番号となります。

- ② 新型コロナワクチンに関する相談窓口

- ・厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
電話番号：0120-761770（フリーダイヤル）
受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）
- ・聴覚障害者相談窓口
FAX：03-3581-6251 メールアドレス：corona-2020@mhlw.go.jp
※相談される前にこちらをお読みください：
<https://www.jfd.or.jp/covid19/arc/1761>
- ・新型コロナウイルス感染症ワクチンに関する特設サイト（首相官邸ホームページ）
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>
- ・新型コロナワクチンについて（石川県ホームページ）
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/covid19-vaccine.html>

- ③ 感染の拡大は人のところにさまざまなところの問題を生じさせることがあります。

石川県こころの健康センターでは新型コロナウイルス感染症に係るこころのケアを実施しています。

【こころの健康やこころの悩みに関する相談窓口】

- 石川県こころの健康センター TEL076-238-5750（平日8:30～17:15）
- こころの相談ダイヤル TEL076-237-2700（24時間365日）

3 事業者向け相談窓口

- ① 感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金として「持続化給付金」を給付します。

【持続化給付金】

○ 給付対象

中小法人等の場合、資本金 10 億円以上の大企業を除く、中小法人等を対象とし医療法人、農業法人、NPO 法人など、会社以外の法人についても幅広く対象。

個人事業者等の場合（事業所得）、フリーランスを含む個人事業者が広く対象。

個人事業主の場合（主たる収入が雑・給与所得）、フリーランスを含む個人事業者の方で、雇用契約によらない、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を、主たる収入として、税務上の雑所得又は給与所得で、確定申告をしている方等が対象。

○ 申請期間

給付金の申請期間は、令和 2 年 5 月 1 日（金）～令和 3 年 1 月 15 日（金）。

電子申請の送信完了の締め切りは、令和 3 年 1 月 15 日（金）の 24 時まで。

※ 申請期限に間に合わない事情がある方は令和 3 年 1 月 31 日から 2 月 15 日まで延長

○ お問い合わせ・相談窓口等

コールセンター：0120-279-292

[IP 電話専用回線] 03-6832-6631

※令和 2 年 8 月 31 日以前に申請の方も、こちらからお問い合わせいただけます。

受付時間：日曜日～金曜日 8:30～19:00（土祝日を除く）

事務局ホームページ：<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

- 持続化給付金の申請は、ホームページ上での電子申請を基本としています。電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して申請サポート会場・申請サポートキャラバン隊会場にて補助員が電子申請の入力サポートを行っています。

申請サポート会場・申請サポートキャラバン隊会場の利用には事前予約が必要です。

予約は、上記のコールセンター、ホームページから承ります。

【石川県経営持続支援金】

- 石川県では、国の持続化給付金を受給した事業者（確定申告の納税地が石川県内の事業者）に対して、上乗せして石川県経営持続支援金を給付しています。

申請期間：令和 3 年 1 月 15 日（金）まで

※ 国の持続化給付金の延長申込をした方のみ 2 月 15 日まで

【お問い合わせ窓口：石川県事業者支援ワンストップコールセンター】

・電話番号：076-225-1920

・開設時間：9 時～18 時（土・日・祝は除く）

・専用のメールアドレス：ishikawaonestop@jtb.com

- ② 5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため、地代・家賃（以下、賃料）の負担を軽減することを目的として、賃借人（かりぬし）である事業者に対して給付金を給付します。

【家賃支援給付金】

○ 給付対象

法人は、資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者を対象とし、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象とします。

個人事業者は、フリーランスを含み幅広く対象とするほか、雇用契約によらない、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を、主たる収入として、税務上の雑所得または給与所得で、確定申告をしている方等も幅広く対象となります。

○ 申請期間

給付金の申請期間は、令和2年7月14日（火）～令和3年2月15日（月）。
電子申請の送信完了の締め切りは、令和3年2月15日（月）の24時まで。

○ お問い合わせ・相談窓口等

家賃支援給付金コールセンター：0120-653-930

受付時間：8:30～19:00 平日・日曜日対応（土曜日・祝日除く）

「家賃支援給付金」の事務局ホームページ：<https://yachin-shien.go.jp/>

- ##### ○ 家賃支援給付金の申請は本サイトでの電子申請（インターネットを利用した申請）を基本としていますが、申請サポート会場において、補助員が電子申請を行うことが困難な方のサポートを行います。

会場で補助員による入力サポートを受けるか（予約必須）、資料の受け取りのみ（予約不要）でご利用いただけます。

【申請サポート会場予約方法】

① Web 予約：<https://yachin-shien.go.jp/support/index.html>

② 電話予約窓口：0120-150-413（9時～18時、土日・祝日を含む）

【石川県家賃支援給付金】

- ##### ○ 石川県では、国の家賃支援給付金を受給した事業者（確定申告の納税地が石川県内の事業者）に対して、上乘せして石川県家賃支援給付金を給付しています。

申請期間：令和3年2月15日（月）まで

【お問い合わせ窓口：石川県事業者支援ワンストップコールセンター】

・電話番号：076-225-1920

・開設時間：9時～18時（土・日・祝は除く）

・専用のメールアドレス：ishikawaonestop@jtb.com

- ③ 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、各政策金融機関等（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、信用保証協会等）において、融資や返済等に関する相談窓口を設置し相談に応じています。

【日本政策金融公庫（新型コロナウイルスに関する相談窓口）】

《事業資金相談ダイヤル》0120-154-505（フリーダイヤル）

音声ガイダンスが流れた後に、ご希望のサービスメニューの選択番号を押してください。

選択番号	サービスメニュー	事業	受付時間
1	創業して間もない方	国民生活事業	平日 9:00~19:00
1	個人企業・小規模企業の方		
2	中小企業の方	中小企業事業	平日 9:00~17:00
3	農林漁業者等の方	農林水産事業	

※はじめて取引する方、取引している支店が不明な方は、事業資金相談ダイヤルへ《石川県内の支店》

支店名	個人企業・小規模事業・中小企業の方		農林漁業者等の方	受付時間
	国民生活事業	中小企業事業	農林水産事業	
金沢支店	076-263-7191	076-231-4275	076-263-6471	平日9:00~17:00
小松支店	0761-21-9101	—	—	平日9:00~17:00

【商工中金（新型コロナウイルスに関する特別相談窓口）】

＜平日の電話相談＞

初めてのご利用される方 0120-542-711（受付時間：9:00~17:00）

既にご融資のある方（金沢支店） 076-221-6141（受付時間：9:00~17:00）

＜休日の電話相談（土のみ）＞

- ・電話番号 0120-542-711（受付時間：9:00~15:00）

【日本政策投資銀行（新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口）】

＜平日の電話相談＞

- ・本店（東京） 0120-598-600（受付時間：9:00~17:00）

03-3270-3211（受付時間：9:00~17:00）

- ・北陸支店（金沢） 076-221-3211（受付時間：9:00~17:00）

＜休日の電話相談＞

- ・本店（東京） 0120-598-600（受付時間：9:00~15:00）

【一般社団法人全国信用保証協会連合会（新型コロナウイルスに関する経営相談窓口）】

《石川県信用保証協会》

- ・電話番号 076-222-1522（受付時間：平日9:00~17:10）

- ④ 石川県は、新型コロナウイルス感染症の発生により経営に影響を受けている事業者の方向けに各種の支援を実施しています。

【新型コロナウイルス感染症緊急特別融資の創設】

新型コロナウイルス感染症の更なる影響を受け、売上高が減少した事業者の支援

【新型コロナウイルス感染症特別融資の創設】

イベント自粛要請等の影響により急激かつ大幅に売上高が減少した事業者の資金繰りを支援

【危機関連保証の取り扱い】

石川県経営安定支援融資制度において危機関連保証への対応

【経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）の要件拡充】

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに支障が生じた事業者への資金繰り対策として、県制度融資の経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）の要件を拡充

【農業者の皆様へ（農業制度資金のご案内）】

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに支障が生じた事業者への資金繰り対策として、下記の通り経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）の要件を拡充

上記の石川県の支援に関するお問い合わせ先

・石川県商工労働部経営支援課金融グループ 電話番号076-225-1522

- 石川県は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い影響を受ける事業者向けの相談窓口として「石川県事業者支援ワンストップコールセンター」を開設しています。

【石川県事業者支援ワンストップコールセンター】

電話番号：076-225-1920

開設時間：9時～18時（土日・祝日を除く平日のみ。）

専用のメールアドレス：onestop@pref.ishikawa.lg.jp

- 石川県は、農・林・水産業者向けの資金繰り等の相談を下記の窓口で行っています。

【農業者向けの資金繰り等の相談：石川県 農業政策課】

電話：076-225-1615（平日9:00～17:00）

【林業者向けの資金繰り等の相談：石川県 森林管理課】

電話：076-225-1643（平日9:00～17:00）

【水産業者向けの資金繰り等の相談：石川県 水産課】

電話：076-225-1657（平日9:00～17:00）

※ 上記のほか、下記の地元商工会議所・商工会及び石川県商工会連合会でも国や石川県などの支援を活用した経営相談に応じています。

○ 石川県内の商工会議所、商工会及び石川県商工会連合会

名称	URL	電話番号
金沢商工会議所	http://www.kanazawa-cci.or.jp/	076-263-1151
小松商工会議所	https://www.komatsu-cci.or.jp/	0761-21-3121
七尾商工会議所	https://www.nanao-cci.or.jp/	0767-54-8888
輪島商工会議所	http://www.wajimacci.or.jp/	0768-22-7777
加賀商工会議所	http://www.kagaworld.or.jp/	0761-73-0001
珠洲商工会議所	https://www.suzu.co.jp/	0768-82-1115
白山商工会議所	https://www.hakusancci.or.jp/	076-276-3811
能美市商工会	https://nomi.shoko.or.jp/	0761-58-4230
山中商工会	https://yamanaka.shoko.or.jp/	0761-78-3366
川北町商工会	https://kawakita.shoko.or.jp/	076-277-2133
美川商工会	https://mikawa.shoko.or.jp/	076-278-3328
鶴来商工会	https://tsurugi.shoko.or.jp/	076-273-2211
白山商工会	https://hakusan.shoko.or.jp/	076-254-2828
野々市市商工会	https://nono.shoko.or.jp/	076-246-1242
かほく市商工会	https://kahoku.shoko.or.jp/	076-282-5661
森本商工会	https://morimoto.shoko.or.jp/	076-258-0276
津幡町商工会	https://tubata.shoko.or.jp/	076-288-2131
内灘町商工会	https://uchinada.shoko.or.jp/	076-286-4200
羽咋市商工会	https://hakui.shoko.or.jp/	0767-22-1393
富来商工会	https://togi.shoko.or.jp/	0767-42-2562
志賀町商工会	https://shika.shoko.or.jp/	0767-32-1002
宝達志水町商工会	https://hoshi.shoko.or.jp/	0767-28-2301
能登鹿北商工会	https://n-rokuhoku.shoko.or.jp/	0767-66-0001
中能登町商工会	https://nakanoto.shoko.or.jp/	0767-76-1221
門前町商工会	https://monzen.shoko.or.jp/	0768-42-0360
穴水町商工会	https://anamizu.shoko.or.jp/	0768-52-0516
能登町商工会	https://noto.shoko.or.jp/	0768-62-0181
石川県商工会連合会	https://shoko.or.jp/	076-268-7300

⑤ 石川労働局は、事業主の方向けに、新型コロナウイルス感染症の影響による労務管理（賃金の支払い、解雇、休業手当等）に関する相談に応ずるための「特別労働相談窓口」を開設しています。

- ・ 開設場所：石川労働局 特別労働相談窓口
- ・ 住 所：金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎 6 階
- ・ 電話番号：076-265-4429
（開設時間：9：30～17：00（土・日・祝日閉庁））

【雇用調整助成金関係】

雇用調整助成金に関する相談等について

- ・ 開設場所：石川労働局 職業対策課
- ・ 住 所：金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎 5 階
- ・ 電話番号：076-265-4428
（開設時間：9：30～17：00（土・日・祝日閉庁））

※ 厚生労働省でも、雇用調整助成金の特例措置についてもコールセンターでお問い合わせに対応します。

【学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター】

- ・ 電話：0120-60-3999
- ・ 受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

※ 上記のほか下記の出先機関でも特別労働相談窓口を開設しています。

- ・ 金沢労働基準監督署
金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎 3 階
TEL 076-292-7947
- ・ 小松労働基準監督署
小松市日の出町 1-120 小松日の出合同庁舎 7 階
TEL 0761-22-4316
- ・ 金沢公共職業安定所
金沢市鳴和 1-18-42
TEL 076-253-3035（雇用援助部門）
- ・ 小松公共職業安定所
小松市日の出町 1-120 小松日の出合同庁舎 2 階
TEL 0761-24-8607（求人・雇用援助部門）

- ⑥ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わない新たな助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）を創設するとともに、個人で業務委託契約等で仕事をされている方向けの新たな支援金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金）を創設しました。

これらの支援に関するお問い合わせは、下記のコールセンターをご利用ください。

【学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター】

- ・電話：0120-60-3999
- ・受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

- ⑦ 金融庁は、新型コロナウイルスに関し、金融機関のどの窓口にも問合せをすれば良いのかということのご照会、あるいは、金融機関とのお取引に関するご相談等を受け付けるため、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を開設しています。

【新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル】

「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」は、フリーダイヤルですので、金融機関とのお取引に関してご心配なことがある場合には、お気軽にご相談できます。

- ・電話番号：0120-156811（フリーダイヤル）
- ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。
- （受付時間：平日10：00～17：00）

【新型コロナウイルス感染症に関する北陸財務局相談ダイヤル】

北陸財務局は、新型コロナウイルスに関し、金融機関等とのお取引に係るご相談等を受け付けるため、「新型コロナウイルス感染症に関する北陸財務局相談ダイヤル」を開設しています。

- ・電話番号：076-208-6711
- （受付時間：平日9：00～17：00）

- ⑧ 北陸農政局は、新型コロナウイルス感染症の広がりに伴う、農業者や食品事業者等からのご相談に対応するため、相談窓口を開設しています。

【新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口（対象：農業者、食品事業者等）】

- ・開設場所：北陸農政局 企画調整室
- ・住所：金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階
- ・電話番号：076-232-4217（直通）
- ・ファックス番号：076-232-4218
- （受付時間：平日9：00～17：00）

⑨ 旅行者・宿泊事業者向けの特別相談窓口

【旅行者・宿泊事業者向け特別相談窓口】

- ・窓口設置場所：北陸信越運輸局観光部観光企画課
新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
- ・電話番号：025-285-9181・ファックス番号：025-285-9172

【通訳案内士向けの特別相談窓口】

- ・窓口設置場所：北陸信越運輸局観光部観光地域振興課
新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
- ・電話番号：025-285-9181・ファックス番号：025-285-9172

⑩ 自動車運送事業者等向け特別相談窓口

【バス・タクシーなど旅客自動車運送事業者等向け特別相談窓口】

- ・窓口設置場所：北陸信越運輸局自動車交通部旅客課
新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
- ・電話番号：025-285-9154・ファックス番号：025-285-9174
- ・e-mail：hokushin-ryokaku@mlit.go.jp

【貨物自動車運送事業向け特別相談窓口】

- ・窓口設置場所：北陸信越運輸局自動車交通部貨物課
新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
- ・電話番号：025-285-9154・ファックス番号：025-285-9174
- ・e-mail：hrt-kamotsu@mlit.go.jp

⑪ 海事関係事業者向け特別相談窓口

- ・窓口設置場所：北陸信越運輸局海事部海事産業課
新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
- ・電話番号：025-285-9156・ファックス番号：025-285-9176
- ・e-mail：hrt-kaijisangyou@gxb.mlit.go.jp

4 労働者向け相談窓口

① 石川労働局は、労働者の方向けに、新型コロナウイルス感染症の影響による賃金等労働条件に関する相談、退職、解雇、労働条件引下げに関する相談等に応ずるための「特別労働相談窓口」を開設しています。

- ・ 開設場所：石川労働局 特別労働相談窓口
- ・ 住 所：金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎 6 階
- ・ 電話番号：076-265-4429
(開設時間：9：30～17：00 (土・日・祝日閉庁))

※上記のほか下記の出先機関でも特別労働相談窓口を開設しています。

- ・ 金沢労働基準監督署
金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎 3 階
TEL 076-292-7947
- ・ 小松労働基準監督署
小松市日の出町 1-120 小松日の出合同庁舎 7 階
TEL 0761-22-4316
- ・ 金沢公共職業安定所
金沢市鳴和 1-18-42
TEL 076-253-3035 (雇用援助部門)
- ・ 小松公共職業安定所
小松市日の出町 1-120 小松日の出合同庁舎 2 階
TEL 0761-24-8607 (求人・雇用援助部門)

② 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わない新たな助成金制度を創設するとともに、個人で業務委託契約等で仕事をされている方向けの新たな支援金制度を創設しました。

これらの支援に関するお問い合わせは、下記のコールセンターをご利用ください。

【学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター】

- ・ 電話番号：0120-60-3999
- ・ 受付時間：9：00～21：00 (土日・祝日含む)

③ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を支給します。

これらの支援に関するお問い合わせは、下記のコールセンターをご利用ください。

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター】

- ・ 電話番号：0120-221-276
- ・ 受付時間：月～金 8：30～20：00、土日祝 8：30～17：15

5 新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブル相談窓口

- 独立行政法人 国民生活センターでは、新型コロナウイルスを口実にした不審な連絡やトラブルにあった場合、消費者ホットラインを利用するよう案内しています。

もしかして？ 不安になったらすぐ電話！

- ・ 消費者ホットライン 局番なしの「188（いやや!）」

※最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号
最寄りの警察署または、警察相談専用電話#9110

6 子供向け相談窓口

- 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめなどでつらい思いをした場合の相談窓口として、既設の「24 時間子供SOSダイヤル」が案内されています（文部科学省情報）。

- ・ 0120-0-78310（フリーダイヤル）
（原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続）

7 不当な差別やいじめ等についての相談

- 法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。

困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

《みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）》

- ・ 0570-003-110（受付時間：8：30～17：15（平日））

《子どもの人権 110 番》

- ・ 0120-007-110（フリーダイヤル）（受付時間：8：30～17：15（平日））

《女性の人権ホットライン》

- ・ 0570-070-810（受付時間：8：30～17：15（平日））

《外国語人権相談ダイヤル》

- ・ 0570-090911（受付時間：9：00～17：00（平日））

《インターネット人権相談受付窓口》

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

8 外国人住民向け相談窓口

- 出入国在留管理庁（Immigration Services Agency）では、入国手続や在留手続等に関する各種のお問い合わせに際するに、地方出入国在留管理局・支局に「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置しています。
- ・相談窓口：外国人在留総合インフォメーションセンター
 - ・電話番号：0570-013904（全国共通）
03-5796-7112（PHS、IP 電話、海外からの場合）
（受付時間：8：30～17：15（平日））
 - ・対応言語：英語、韓国語、中国語、スペイン語等
 - ・メールアドレス：info-tokyo@i.moj.go.jp
（メールは、日本語又は英語のみ受け付けています。）
- 出入国在留管理庁（Immigration Services Agency）は、日本に在留する外国人の方々やその支援者の方々に対して有用な情報を提供するために「外国人生活支援ポータルサイト」（A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals）を開設しています。
【外国人生活支援ポータルサイト】
<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>
- 【外国人生活支援ポータルサイト 新型コロナウイルス感染症関連情報について】
http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/information_covid19.html

9 生活資金の貸付等の相談窓口

- ① 生活福祉資金貸付制度における特例貸付（新型コロナウイルス感染症により休業や失業などの影響を受けている皆様へ）
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、「緊急小口資金等の特例貸付」を実施しています。
- また、i）低所得者世帯、障害者世帯、65歳以上の高齢者のいる世帯に対し、世帯の経済的自立や生活の安定を図ることを目的に、資金の貸付けと必要な相談支援を行う制度（「生活福祉資金貸付制度」）、ii）離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費の貸付けを行う制度（「臨時特例つなぎ資金貸付制度」）を実施しています。
- これらの制度について、詳しく知りたい、利用について相談したい場合には、下記にあるお住まいの市町の社会福祉協議会又は石川県社会福祉協議会にお問い合わせください。

また、厚生労働省では、休業や失業等により当面の生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付に関するお問い合わせを受け付ける専用ダイヤル「個人向け緊急小口 資金・総合支援資金相談コールセンター」を設置しています。

【個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター】

電話：0120-46-1999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

○ 石川県内の社会福祉協議会の連絡先等

県・市町社会福祉協議会名	所在地	電話
石川県社会福祉協議会	金沢市本多町3丁目1番10号 県社会福祉会館2階	(076) 224-1212
金沢市社会福祉協議会	金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	(076) 231-3571
七尾市社会福祉協議会	七尾市御祓町1番地 パトリア3階	(0767) 52-2099
小松市社会福祉協議会	小松市向白江町ツ108番地1 第一地区コミュニティーセンター	(0761) 22-3354
輪島市社会福祉協議会	輪島市河井町13部120番地1	(0768) 22-2219
珠洲市社会福祉協議会	珠洲市飯田町5部9番地 市民ふれあいの里健康増進センター	(0768) 82-7751
加賀市社会福祉協議会	加賀市大聖寺南町二11-5 市民会館	(0761) 72-1500
羽咋市社会福祉協議会	羽咋市鶴多町亀田17番地 羽咋すこやかセンター	(0767) 22-6231
かほく市社会福祉協議会	かほく市遠塚口52番地10 市七塚健康福祉センター	(076) 285-8885
白山市社会福祉協議会	白山市倉光8丁目16番地1 福祉ふれあいセンター	(076) 276-3151
能美市社会福祉協議会	能美市寺井町た8番地1 ふれあいプラザ2階	(0761) 58-6200
野々市市社会福祉協議会	野々市市本町5丁目18番5号	(076) 246-0112
川北町社会福祉協議会	能美郡川北町字壱ツ屋196番地 保健センター	(076) 277-1111
津幡町社会福祉協議会	河北郡津幡町字加賀爪二3番地 福祉センター	(076) 288-6276
内灘町社会福祉協議会	河北郡内灘町字大清台140番地 町文化会館内	(076) 286-6953
志賀町社会福祉協議会	羽咋郡志賀町富来領家町甲10番地 富来行政センター	(0767) 42-2545
宝達志水町社会福祉協議会	羽咋郡宝達志水町門前サ11番地 町民センターアステラス	(0767) 28-5520
中能登町社会福祉協議会	鹿島郡中能登町末坂2部37番地1 老人福祉センターゆうゆう	(0767) 74-2252
穴水町社会福祉協議会	鳳珠郡穴水町字川島夕の38番地 保健センター	(0768) 52-0378
能登町社会福祉協議会	鳳珠郡能登町字松波13字77番地 内浦福祉センター	(0768) 72-2322

② 住居確保給付金

離職者であって、就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している又はそのおそれのある者を対象として、原則 3 か月（一定条件の下、最大 9 か月受給可能）を限度として、住宅費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

- 対象者： 離職・廃業から 2 年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- 支給額： 住居確保給付金は、月ごとに支給します。住居確保給付金の支給月額には上限があり、上限額は地域や世帯状況等により異なります。
- 支給期間： 原則 3 か月（一定条件の下、9 か月を限度に延長支給可）
令和 3 年 1 月 1 日以降は最長で 12 か月まで延長することが可能
※令和 2 年度中に新規申請して受給を開始した方に限る
- 支給方法： 実施主体（県又は市）から直接住宅の貸主等の口座へ振り込みます。
- お問い合わせ先： 下記にあるお住まいの市町の相談窓口又は住居確保給付金相談コールセンターまで、お電話にてご相談ください。

【住居確保給付金相談コールセンター】

電話：0120-23-5572

受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

市 町	相 談 窓 口	電 話
金沢市	金沢自立生活サポートセンター	076-231-3720
	金沢市社会福祉事務所 （金沢市福祉局生活支援課）	076-220-2292
七尾市	生活サポートセンターななお	0767-57-5086
小松市	こまつふれあい支援センター	0761-21-8555
輪島市	くらしサポートセンターわじま	0768-22-0783
珠洲市	珠洲市福祉事務所（珠洲市福祉課）	0768-82-7748
加賀市	加賀市福祉事務所 （加賀市健康福祉部地域福祉課）	0761-72-1370
羽咋市	羽咋市社会福祉協議会	0767-22-6231
かほく市	くらし再建支援センターかほく	076-285-8885
白山市	くらしサポートセンターはくさん	076-276-9389
能美市	くらしサポートセンターのみ	0761-58-6603
野々市市	ののいち自立生活サポートセンター	076-248-8210
川北町 津幡町 内灘町	石川中央保健福祉センター 福祉相談部地域支援課	076-289-2202
志賀町 宝達志水町 中能登町	能登中部保健福祉センター 地域支援課	0767-53-2482
穴水町 能登町	能登北部保健福祉センター地域支援課	0768-22-4149

10 役所の手続きや支払の猶予等の相談窓口

① 国税の特別措置

国税の特例措置として「申告等の期限延長」「納税の猶予」などの措置が設けられています。国税局猶予相談センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な方からの、猶予制度に関する質問や相談を専門にお受けしています。猶予制度についてのご相談がある方は、まずは、国税局猶予相談センターにお電話でご相談ください。【受付時間】 8：30～17：00（土日祝日を除く。）

※ 国税局猶予相談センターでは、猶予申請書等の提出は受け付けておりませんので、猶予申請書等は所轄の税務署への提出をお願いいたします。

税務署名	問い合わせ先	管轄区域
国税局猶予相談センター (金沢国税局)	(フリーダイヤル) 0120 948-364	石川県、富山県、福井県
金沢税務署	(076) 261-3221	金沢市、かほく市、河北郡（津幡町、内灘町）
七尾税務署	(0767) 52-3381	七尾市、羽咋市、羽咋郡（志賀町、宝達志水町）、鹿島郡（中能登町）
小松税務署	(0761) 22-1171	小松市、加賀市、能美市、能美郡（川北町）
輪島税務署	(0768) 22-2241	輪島市、珠洲市、鳳珠郡（穴水町、能登町）
松任税務署	(076) 276-2345	白山市、野々市市

② 地方税の特別措置

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方（納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）は、地方税（個人住民税、地方法人二税、固定資産税など）の徴収の猶予を受けることができます。

詳しくは、i) 県税については、石川県税務課（076-225-1271）又は県総合（県税）事務所に、ii) 市・町税については、各市町の税務担当（25ページ「県内市役所・町役場の連絡先一覧」参照）にお問い合わせください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行っています。

本件について、中小企業庁は、下記の固定資産税等の軽減相談窓口を開設しています。

【中小企業税制サポートセンター】

電話番号：03-6281-9821

受付時間：9：30～17：00（平日のみ）

③ 年金保険料の猶予等

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、猶予が認められる場合があります。詳しくは、「厚生年金保険料納付猶予相談窓口」又は下記の最寄りの年金事務所にお問い合わせ願います。なお、年金事務所では、納付猶予特例以外のご質問もお受けしております。

【厚生年金保険料納付猶予相談窓口】

電話番号：0570-666-228

受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

名称	問い合わせ先	管轄区域
金沢北年金事務所	(076) 233-2021	金沢市のうち犀川及び倉谷川以北の地域、 かほく市、河北郡（津幡町、内灘町）
金沢南年金事務所	(076) 245-2311	金沢市(金沢北年金事務所管内の地域を除く。) 白山市、野々市市
小松年金事務所	(0761) 24-1791	小松市、加賀市、能美市、能美郡（川北町）
七尾年金事務所	(0767) 53-6511	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、羽咋郡（志賀町、宝達志水町）、鹿島郡（中能登町）、鳳珠郡（穴水町、能登町）

また、国民年金被保険者で、失業等により一時的に国民年金保険料を納付することが困難であり、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて保険料が免除されます。詳しくは、市町の国民年金担当窓口、最寄りの年金事務所又は「国民年金加入者向けねんきん加入者ダイヤル」にお問い合わせ願います。

【国民年金加入者向けねんきん加入者ダイヤル】

電話番号：0570-003-004

03-6630-2525

受付時間：8：30～19：00（平日月～金）

9：30～16：00（第2土曜日のみ）

④ 運転免許証の更新手続きが困難な方

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、自動車運転免許証の有効期限又は運転及び更新可能期間の末日が令和3年3月31日までの方は、更新期限前に更新期限延長の手続きをすることにより、有効期限を最長3か月延長する手続きが可能です。

詳しくは、石川県運転免許センター（076-238-5901）までお問い合わせ願います。

1 1 学生向けの支援等

- 独立行政法人日本学生支援機構は、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方に対し、給付奨学金・貸与奨学金による支援を行っています（大学等に在学している人が対象）。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先の業績悪化や出勤停止等に伴う減収、失業、内定取消等が生じ、奨学金の返還が困難となった方は、減額返還・返還期限猶予を願い出すことができます。

詳細は、下記の奨学金相談センター又は在学している各学校の奨学金担当窓口にお問い合わせください。

【奨学金相談センター】

電話：0570-666-301（ナビダイヤル）

※海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話からは03-6743-6100

受付時間：月曜～金曜：9：00～20：00（土日祝日・年末年始を除く）

※ 奨学金相談センターは、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与・給付、及び返還に関する相談窓口です。

- 政府は、家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっている学生に対して、将来の経済社会基盤を確保する観点から「学びの継続」のために必要な「学生支援緊急給付金」を創設しました。

【対象となる学校】

- ・ 大学・短期大学（専攻科、別科及び大学院を含む）、高等専門学校（第4・5学年及び専攻科に限る）、専門学校及び日本語教育機関

※ 日本語教育機関は、法務省が告示で定める日本語教育機関に在籍している人に限り対象となります。

※ 留学生も対象となりますが、日本学生支援機構の学習奨励費制度の要件等が条件となります。

【給付額】

- ・ 住民税非課税世帯の学生20万円
- ・ 上記以外の学生10万円

ご不明な点は在学する学校にお問い合わせください。

なお、文部科学省においても、以下のとおりお問い合わせを受け付けています。

【大学・短期大学・高等専門学校・日本語教育機関の学生の皆様】

メールにてお問い合わせください。 e-mail: kyuhugata-shien@mext.go.jp

【専門学校生の皆様】

メールにてお問い合わせください。 e-mail: kyuhugata-senkaku@mext.go.jp

1 2 Go To キャンペーンの相談窓口

① Go To トラベル事業

Go To トラベル事業は、多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとする事業です。

宿泊を伴う、または日帰りの国内旅行の代金総額の1 / 2相当額を国が支援します。

給付額の内、70%は旅行代金の割引に、30%は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。

期間：令和2年7月22日出発～（予算がなくなり次第終了）

※ 全国において、令和2年12月28日～3年3月7日の間の旅行は一時停止

【お問い合わせ先: Go To トラベル事務局】

○ 一般利用者（旅行者）の方

旅行者向けサイト：<https://goto.jata-net.or.jp>

地域共通クーポン関係サイト：<https://goto.jata-net.or.jp/index.html#coupon>

電話：0570-002-442（受付時間：10時～19時 ※年中無休）

03-6636-9457（受付時間：10時～19時 ※年中無休）

○ 事業者の方

事業者向けサイト：<https://biz.goto.jata-net.or.jp>

電話：0570-017-345（受付時間：10時～19時 ※年中無休）

03-6747-3986（受付時間：10時～19時 ※年中無休）

新型コロナウイルス感染者発生報告専用電話：

03-6747-3982（受付時間：10時～19時 ※年中無休）

② Go To イート（Go To Eat）事業

Go To イート事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食業に対し、期間を限定した官民一体型の需要喚起を図るものです。

【登録飲食店で使えるプレミアム付食事券の発行】

・ 地域の飲食店で使える、プレミアム付食事券を各都道府県等の単位で販売

・ プレミアム付食事券は、販売額の25%を国が負担

《石川県の場合》

・ 食事券名称：石川県 Go To Eat キャンペーン食事券

・ 発行額：100億円（うちプレミアム分20億円）

・ 発行冊数：80万冊

・ 綴り構成：500円券×25枚 合計 25枚綴り／額面12,500円

・ 販売価額：10,000円/1冊（消費税込）※25%のプレミアム付（販売価額ベース）

・ 販売期間：令和2年10月26日～令和3年2月26日（売り切れ次第終了）

※1月25日から当面の間一時販売停止

・ 有効期間：令和2年10月26日～令和3年6月30日

・ 対象者：原則石川県民（県内に居住実態があることが条件）

【お問い合わせ先: 石川県 GoToEat キャンペーン事務局】

公式サイト：<https://ishikawa-gotoeat-cpn.com/>

076-255-0450（受付時間：平日9:00～17:00（年末年始除く））

※県民向けコールセンターは12月11日（金）をもって終了いたしました。

ハガキ再送のご相談等は上記の電話番号までお願いいたします。

【オンライン飲食予約の利用によるポイント付与】

- ・オンライン飲食予約サイト経由で、キャンペーン期間中に予約・来店をしたお客様に対し、次回以降にキャンペーン参加飲食店で利用できるポイントを付与
- ・付与されるポイント：昼食時間帯は 500 円分のポイントを付与
夕食時間帯（15 時から）は 1,000 円分のポイントを付与
- ・ポイント付与の上限：1 回の予約あたり 10 人分（最大 10,000 円分のポイント）
- ・ポイント付与の期間：令和 2 年 11 月 29 日までに全事業者で終了
- ・ポイントの利用期限：令和 3 年 3 月末まで

【お問い合わせ先: Go To Eat キャンペーンコールセンター】

電話番号：0570-029-200

受付時間：10 時～17 時（土日祝を含む。ただし、12 月 29 日～1 月 3 日は除く。）

Go To Eat キャンペーン公式サイト：<https://gotoeat.maff.go.jp/>

③ Go To 商店街事業

3密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街等がイベント等を実施することにより、周辺地域で暮らす消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援するものです。

【「Go To 商店街」お問合せ窓口】

Go To 商店街事務局コールセンター：0120-304-060

中小企業庁商業課：03-3501-1929

受付時間：10 時～18 時（土日祝、12 月 29 日～1 月 3 日は除く。）

Go To 商店街事業者向けサイト：<https://gotoentry.meti.go.jp/>

Go To 商店街消費者向けサイト：<https://goto.meti.go.jp/index.html>

④ Go To イベント事業

チケットの割引・クーポンの付与により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって甚大な影響を受けている文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起を目的とした事業です。

対象は、全国のコンサート・展覧会・観劇・スポーツ観戦などのイベント。

Go To イベントに参加する販売会社からチケットを購入すると、特典が受けられます。

- ・特典：チケット代金 2 割引又は会場等で使えるクーポン（チケット代の 2 割相当分）
- ・キャンペーン期間：令和 2 年 10 月 29 日～
※令和 2 年 12 月 28 日以降にフィジカルに開催されるイベントは対象外
※オンライン開催のイベントについては、6 月末までに開催されるイベント

【「Go To イベント事業」お客様専用窓口】

電話番号：0570-010-855 IP 電話専用回線：03-6730-9454

受付時間：平日 8 時 30 分～19 時

土日祝日 10 時～19 時

【「Go To イベント事業」チケット販売事業者等専用窓口】

電話番号：03-6384-5206

受付時間：平日 11 時～16 時（土日祝日除く。）

【「Go To イベント事業」主催者専用窓口】

電話番号：0570-005-272 IP 電話専用回線：03-6704-4105

受付時間：平日 8 時 30 分～19 時

土日祝日 10 時～19 時

Go To イベント事業公式サイト：<https://gotoevent.go.jp/>

13 その他参考情報

① 石川県庁及び県内市役所・町役場の連絡先一覧

県・市町	所在地	代表電話番号
石川県	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-1111
金沢市	金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号	076-220-2111
七尾市	七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地	0767-53-1111
小松市	小松市小馬出町 91 番地	0761-22-4111
輪島市	輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地	0768-22-2211
珠洲市	珠洲市上戸町北方 1-6-2	0768-82-2222
加賀市	加賀市大聖寺南町二 41 番地	0761-72-1111
羽咋市	羽咋市旭町ア 200 番地	0767-22-1111
かほく市	かほく市宇野気二 81 番地	076-283-1111
白山市	白山市倉光二丁目 1 番地	076-276-1111
能美市	能美市来丸町 1110 番地	0761-58-1111
野々市市	野々市市三納 1 丁目 1 番地	076-227-6000
川北町	能美郡川北町字壺ツ屋 174 番地	076-277-1111
津幡町	河北郡津幡町字加賀爪二 3 番地	076-288-2121
内灘町	河北郡内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1	076-286-1111
志賀町	羽咋郡志賀町末吉千古 1 番地 1	0767-32-1111
宝達志水町	羽咋郡宝達志水町子浦そ 18 番地 1	0767-29-3111
中能登町	鹿島郡中能登町末坂 9 部 46 番地	0767-74-1234
穴水町	鳳珠郡穴水町字川島ウ 174 番地	0768-52-0300
能登町	鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1	0768-62-1000

- ② その他、新型コロナウイルスの詳細な情報については、以下の URL に掲載されておりますのでご参考としてください。

(首相官邸ページ)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(内閣官房ページ)

<https://corona.go.jp/>

(石川県ページ)

<https://stopcovid19.pref.ishikawa.jp/>